

質 問 回 答 書
(令和5年度千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業)

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

電話：043-245-5347

メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

質 問 事 項	回 答
1 既に民間ライセンスを取得し、二等学科試験に合格しているが、新たに一等を取得する場合は対象になるのか。	1 民間資格及び二等無人航空機操縦士の技能証明取得者であっても、一等無人航空機操縦士の技能証明や限定変更を新たに取得される場合は対象となります。 なお、二等無人航空機操縦士技能証明については、交付決定日以前に受講等を開始しているため、対象外となります。
2 公募期間内にライセンスを取得しなければ補助対象とならないのか。	2 公募期間ではなく、交付決定日（補助対象者の選定後に本市から送付する補助金交付決定通知書記載の日付）以降に受講等を開始し、事業実施期間（令和6年3月29日まで）内に技能証明書又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知を取得した場合に対象となります。 なお、参加申込みにあたってドローンスクールの申込書は不要です。
3 登録講習機関側では申請は不要の認識だが相違ないか。	3 お見込みのとおりです。
4 対象となる登録講習機関について記載が見つからなかったが、補助対象者と同様に千葉市内に本社または事業所を置くものというだけでよいか。	4 登録講習機関の所在地は問いません。 なお、登録講習機関については、国土交通省のホームページに掲載されている登録講習機関情報一覧を参照ください。（以下URL参照） https://www.mlit.go.jp/koku/license.html#anc03
5 既に一等ライセンスの講習を受講中だが、対象になるか。	5 対象にはなりません。交付決定日以降に受講等を開始し、事業実施期間内に技能証明書又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知を取得した場合に対象となります。

6 個人事業主は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）がないが対象になるのか。対象になる場合は、代わりに何を提出すればよいのか。

6 個人事業主も対象となります。個人事業主の方は、公募型プロポーザル実施要領を、以下のとおり読み替えてください。

項番	読替前	読替後
4 項 (3) ①カ	① <u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u>	① <u>国又は県に提出した開業届の写し</u>
	② <u>法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）</u>	② <u>所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）</u>
	⑥ <u>雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し</u>	(不要)
	※発行日はすべて申請日から3か月以内であること	※①を除き発行日はすべて申請日から3か月以内であること
	※①～⑤は原本を提出すること	※①を除き原本を提出すること

※読替箇所は、下線が引かれた部分である。

7 複数名の申請は可能か。もし可能な場合、様式第4号の【技能証明取得予定者調書】は予定者毎に1ページ以内で記載すればよいか。

7 技能証明を取得できる者は、1事業者につき1名です。

8 様式第4号の【会社概要書】と【技能証明取得予定者調書】は「※副本に関しては記載不要」とあるが、未記入のまま副本5部を提出するということか。

8 【会社概要書】の副本については、記載不要です。【技能証明取得予定者調書】については、副本にも記載してください。

9 農薬散布等を目的に農業用ドローンを活用しようとする者は補助対象となるか。

9 対象となります。

10 千葉市の農業従事者が参加申込みを行う場合、機体等を購入する事業者には制限はあるか。

10 参加申込者が機体等を購入する事業者について制限はありません。

11 東金市のスクールでの受講に対する講習費も対象ですか

11 4項のとおり登録講習機関の所在地は問いません。

12 農業従事者は、個人・法人（組合等）も対象ですか

12 対象となります。
なお、個人事業主の方は、6項のとおり提出書類を読み替えてください。

13 事業主様から依頼を受けた際、社会保険労務士が当事業の交付申請書の作成・提出代行を行う事が可能か。

13 可能です。

<p>14 事業主様から依頼を受けた際、行政書士が当事業の交付申請書の作成・提出代行を行う事が可能か。</p>	<p>14 可能です。</p>
<p>15 審査結果通知後に受講するものでなければ対象とならないか。</p>	<p>15 審査後採択された場合、補助金交付申請書を提出いただきます。それを受け、千葉市から交付決定通知書を送付します。この交付決定日以降に受講等を開始し、事業実施期間内に技能証明書又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知を取得した場合に対象となります。</p>
<p>16 厚生労働省管轄の「人材開発支援助成金」(ドローン講習機関に通学される際に申請できる助成金)との併給は可能か。</p>	<p>16 本事業以外に国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者は参加資格を有しません。</p>
<p>17 現在、個人事業主として東京都にあるドローン関連の一般社団法人に所属しており、千葉支部にて活動しているが、対象となるか。</p>	<p>17 個人事業主として提出いただく場合は、対象となりますので、6項のとおり提出書類を読み替えてください。</p> <p>なお、開業届の写しについては、事業所の所在地が千葉市内であることが要件となります。</p> <p>また、個人又は自社の人材が既に業務に無人航空機を活用している場合は、補助対象外となります。</p>